



第67回 理事会の焦点

第67回理事会は書面による開催へ

決議事項

①「行政との意見交換会」(関東支部主催)に関する意見・要望事項に関する件

②会員の処分(案)承認の件

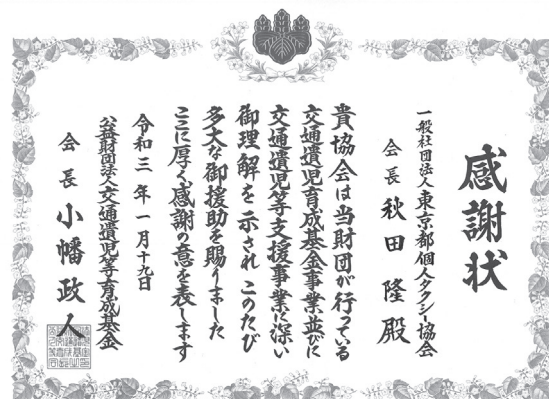
③個人タクシー事業者研修会の書面開催による実施の件

1月7日付けで、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県、東京都、千葉県を対象に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されたことにより、1月

19日に開催を予定していた第67回理事会を、感染拡大防止の観点から書面開催による実施へと変更しました。提案内容については理事及び監事全員に対し郵送により行い、1月21日までにすべての理事から同意書、監事から意義がない旨の確認書の提出をいただきました。これにより、理事会の決議があつたものとみなされ、決議事項はすべて原案通り可決承認されました。

交通被害者 支援賛助金を贈呈

今年度も自動車事故対策機構を通じ、(公財)交通遺児等育成基金への賛助金贈呈を行いました。同基金は、自動車事故で家族を失った子供たちを19歳まで支援する組織であり、多くの子供たちの生活が保障される大変意義のあるものです。1月19日には、基金より活動への理解と援助に対する感謝状が贈られました。



ドライブレコーダー等の導入促進について

ドライブレコーダー等の映像は、事故に遭遇した際、発生時の状況から事故の原因を究明し、適切かつ迅速な事故処理が可能となるだけでなく、相手方の法令違反等の立証により、自身の過失軽減に役立ったケースも多々あります。

また、他の交通事故や各種犯罪が発生した際、現場の状況などを映像情報として記録する可能性があり、特にタクシー車両については、昼夜、地域を問わず走行し、繁華街やコンビニ等に設置された防犯カメラ同様、被疑者の早期検挙等に向けた客観的な証拠資料の収集に極めて有効との考えから、平成26年4月17日、警視庁交通部長、警視庁刑事部長及び警視庁生活安全部長と、東京都個人タクシー協会長との間で「映像情報の提供に関する協定」を締結しております。

まだドライブレコーダー等を設置していない方は、身の潔白を証明しご自身を守るとともに、より事件の早期解決、被害の拡大防止を図り、市民生活の安全・安心の確保に資するためにも、導入促進にご協力をお願い申し上げます。



都内個人タクシー現況 (令和3年1月1日現在)

許可事業者数 11,296名 (前月比 -60名)

(特別区、武三10,903名 北多摩149名 南多摩244名)

傘下事業者数 10,982名 (前月比 -53名) (うち女性87名)

(特別区、武三10,594名 北多摩146名 南多摩242名)

※集計方法は運輸行政と異なります。

令和2年度
協会長表彰

受賞者の声

1月19日(火)に予定されていた「令和2年度東京都個人タクシー協会会長表彰式」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。この表彰は、個人タクシー事業者としての社会的使命を自覚し、長年にわたって模範的な営業を続けてきた事業者を顕彰するものです。今年度は44名(東京都個人タクシー協同組合20名、日個連東京都営業協同組合13名、多摩地区個人タクシー連合会9名、全個人タクシー協議会2名)が受賞となりました。

東京都個人タクシー協会会長表彰は毎年11月20日までに表彰候補者の推薦を受けて付けています。

東個協・墨田支部
富澤 孝旨さん

日頃から、お客様が不快な気分にならないよう、常に安全運転を心がけ、特にブレーキ操作に細心の注意を払っています。厳しい昨今ですが、お客様の気持ちになって出来るかぎり要望にお応えし、車内での雰囲気害さないように、そしてまた乗りたいという気持ちになつていただくことが、個人タクシーとして大切なことだと肝に銘じています。



都営協・東友支部
高橋 裕さん

個人タクシー事業者となり、お客様に対して安心と安全を提供できる事業者として、また個人タクシーのブランドイメージを支える一人として模範とならなければという思いで営業をしてきました。こうして表彰を受けるにあたり、改めて初心に戻らなければと気の引き締まる思いです。これからも、年齢とともに、より安全運転を心がけ、必ず無事故・無違反で家に帰ることをモットーに、個人タクシーという公共交通機関を支える者として、常にプライドを持ってお客様に接しながら、健康に留意して働いていきたいと思っています。



協会長表彰(概要)

【表彰候補者の推薦基準】

年齢	個人タク 経験年数	道路運送法 等違反	無事故・ 無違反
45～73歳	7年以上	7年以上	5年以上

【提出期限】11月20日

【基準日】10月31日

【表彰式】新年賀詞交歓会

【推薦枠】100名程度



贈られた賞状
(高橋 裕さん)

期限更新者の内訳

(人)

更新者数	更新後の許可期限(内訳)				
	5年	3年	2年	1年	定年 (最終更新)
2,721	479 (17.6%)	1,072 (39.4%)	94 (3.5%)	926 (34.0%)	126 (4.6%)

※年齢の理由のみで3年、2年、1年となった者を含む。

※その他、違反報告未了等による保留者24名あり。

許可期限1年連続者

(人)

初回	2回連続	3回連続	4回連続	合計
381	93	31	11	516

【マスターズ制度参加状況】

令和2年12月1日現在

基準日	マスター	ふたつ星	ひとつ星	未認定	合計	事業者数	制度 参加率
R2.12.1	6,952	2,143	1,111	66	10,272	11,104	92.5%
R元.12.1	6,586	2,491	1,654	135	10,866	11,729	92.6%
増減	366	▲348	▲543	▲69	▲594	▲625	▲0.1%

※上記以外に11名のひとつ星(代務運転者)がいます。

※増減は前期(令和元年12月1日現在)との対比で▲は減少を表します。

令和2年12月1日付け期限更新
許可期限1年連続者について

安全第一、法令順守の営業を

令和2年12月1日付け期限更新の内容がまとまりました。

今回の更新者は2721名で、更新後の許可期限の内訳は5年479名、3年1072名、2年94名、1年926名、定年を迎える最終更新126名、補正事項あり及び前回更新時における違反未報告等による処分保留24名でした。

また、516名が道交法違反等により特別研修の対象となりました。

なお1年を5回連続すると「許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準」により期限更新を認めないこととなりますが、今回も対象者ゼロでありました。4回連続の11名、3回連続の31名に対しては当協会会長名で警告書を送付し、安全運転への注意喚起を行いました。より一層の安全運転を心掛けてください。

「個人タクシー利用者感謝の日」キャンペーン抽選会

昨年12月1日から21日までの3週間にわたり行われた「個人タクシー利用者感謝の日」キャンペーンの抽選会が、1月25日に行われました。

年末恒例となっている「個人

冒頭に秋田会長より「応募総数

タクシー利用者感謝の日」キャンペーンは、毎年12月3日、個人タクシーの日」にちなんで行われています。個人タクシー業界で取り組んでいるマスターズ制度（優良個人タクシー事業者認定制度）の普及と広報を兼ねたイベントとして、個人タクシーの利用者の皆様に感謝の気持ちを表すとともに、自然災害等の被災地復興支援の一助とする賞品が用意されました。期間中は、マスターズ制度参加者が協力をして応募ハガキの配布を行いました。令和2年度の応募総数は9482通（応募用紙他、普通はがきや封書を含む）となりました。

が新型コロナウイルスの影響で減少しましたが、そのような中で乗車いただいたお客様への感謝も込めて抽選会を行いたいと思います」と挨拶があった後、会長・副会長をはじめ関東支部の副支部長、各県協会長が抽選箱より応募ハガキの抽選を行い、「マスター賞」15名と「ふたつ星賞」のうち4名の当選を決定しました。後日行われた事務局による抽選と合わせて715名のお客様と415名の事業者の当選となりました。

マスターズ制度参加事業者への副賞として、「マスター賞」「ふたつ星賞」を当選された方のご利用になった個人事業者にも後日事務局

における確認の後、商品券等の贈呈があります。また「ひとつ星賞」については、当選されたお客様のご利用になった個人事業者の中から公正に抽選を行い、300名に副賞を贈呈します。

■当選賞品と当選者数（お客様）

★マスター賞

JTB旅行券

10万円相当 15名

★ふたつ星賞

地域の特産品（産地直送）

1万円相当 20名

5千円相当 30名

3千円相当 50名

★ひとつ星賞

クオカード（500円）

600名

■行政処分状況

令和2年12月分

処分日	氏名	処分内容(車両停止)	違反事項	違反概要	点数
12月8日	青山 寿夫	10日車	運送法第29条他	事故の未届出他	1点

■不正営業集計表（街頭営業適正化指導規程）

(件)

発生日	警告事案	処分事案	処分事案(加重)	合計
令和2年11月	18	2	2	22

■処分事案対処報告書（街頭営業適正化指導規程）

令和2年12月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
都営協	双和支部	M・T	R2.10.27	中央区銀座8-2 (車両進入禁止地区内)	乗禁地区営業		表示灯使用停止 換金停止

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和2年12月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

■会員の処分等に関する規則に基づく処分状況

会員	団体名	氏名	発生日	対象行為	処分内容
都営協	城北支部	Y・K	R2.11.11	優良タクシー乗り場不正入構	過怠金7万円
東個協	品川第一支部	K・K	R2.11.14	優良タクシー乗り場不正入構	過怠金7万円
都営協	事業団支部	T・Y	R2.11.24	優良タクシー乗り場不正入構	過怠金7万円
東個協	板橋第一支部	O・K	R2.12.7	優良タクシー乗り場不正入構	過怠金7万円
都営協	城北支部	N・A	R2.12.25	優良タクシー乗り場不正入構	過怠金7万円



抽選を行う秋田会長

キャンペーン応募状況

東京都	他地域	合計
7,050	2,432	9,482

免疫力を高めて感染症予防

バランスの良い食事
発酵食品や発酵飲料を意識して摂り腸内環境を整えよう

ぐっすり眠る
心身ともにリラックスして疲労回復

身体を冷やさない
ぬるめのお湯にゆっくりと心地よく芯から温まりましょう
ストレス解消

適度な運動
少しずつ無理をしない程度に続けましょう
適度な運動は身体を温め免疫力を高めます

笑おう・笑顔
笑うと免疫細胞(NK細胞)が活性化されます
ストレスも軽減

一般社団法人 東京都個人タクシー協会 (令和2年度版)

計報

* 12月

氏名 所属団体

在中 秋男 (東個協・足立第二)

佐藤 房治 (東個協・南多摩)

紺野 忠夫 (都営協・城北)

古屋 久 (都営協・新中野)

内田 幸次 (都営協・双和)

ご冥福をお祈り申し上げます

享年

74 大腸癌

72 不明

71 脳梗塞

70 結腸癌

66 肝細胞癌

地理モニター報告⑧

【移 転】

名称	新所在地	旧所在地	移転日
中野警察署	中野区中央2-47-2	中野区中央4-4-3	令和2年11月 建て替えが終わり元の場所へ移転
神田警察署	千代田区神田錦町3-3-2	千代田区神田錦町3-10	令和2年12月

【道路・橋等】

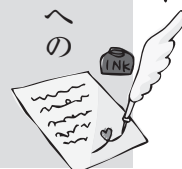
地図	名称	概要	変更日
 稲城大橋入口 稲城市役所 稲城三中 三沢川 三中通り 本郷根方通り 京王相模原線 東八道路 暫定開放区間	多摩7・4・5号 東長沼矢野口線 (稲城市)	本郷根方通りより北側の区間が暫定開放された。2021年度末には読売ランド線方面まで全線開通する予定。 2020地図 P260-F-6	令和2年12月
 北野小学校 吉祥寺通り 中央自動車道 中央JCT 中央JCT 西側道路開通	中央JCT西側道路開通 (三鷹市)	開通に伴い、吉祥寺通りから北野中央通りへ通り抜けができる事となるが、小学校等の通学路となることから、車両等通行の際は、より安全にご配慮いただきたい。 2020地図 P134-C-7～D-7	令和2年12月
 記念体育館通り 毛長川 大鷲神社 大鷲通り 綾瀬川 大鷲さくら橋	大鷲さくら橋 (足立区花畑7丁目～ 草加市瀬崎7丁目)	この場所には人道橋があったが、周辺地域の交通利便性の向上などを目的として橋梁整備工事が行われ、このたび車道を含めて全面開通となった。 2020地図 P70-F-7～F-8	令和2年12月

感謝の手紙

都営協・東友支部

片野 盛夫さんへの

感謝の言葉



コロナが怖くて、バスではなくタクシーに乗ることにしましたが、近い距離での利用だったので、嫌がられてしまうかなと思っていたながら乗車しました。でも、片野さんは最初から笑顔で挨拶をしてくださり、接客態度もとても良くて安心しました。身だしなみもきちんとしていましたし車内も清潔感があって、とても気分が良かったです。

また運転も非常に丁寧で、安全に気を付けて下さっているのが伝わってききました。乗車していたのは短い時間でしたが、バスを使わず片野さんのタクシーに乗って良かったなど満足でした。

本当にありがとうございます。

「よかった」と感じていただけることが、個人タクシーの未来へとつながります。一人ひとりの心構えで、個人タクシーを利用していただくお客様をこれからも増やしていきたいです。